

尾張旭市教育委員会と愛知県立大学との教育分野における連携協力に関する協定書

尾張旭市教育委員会（以下「甲」という。）と愛知県立大学（以下「乙」という。）は、教育分野における連携協力について、次のとおり、協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲及び乙が、教育分野で相互に密接な連携協力を行うことにより、両者の教育・研究の充実と地域社会の発展に寄与することを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲及び乙は、前条を実現するため、次の事項について連携協力する。

- (1) 学生等による市立小学校及び中学校の教育活動の支援に関すること
- (2) 教職員養成における協力に関すること
- (3) 教職員の資質向上に関すること
- (4) スクールソーシャルワーカー及び教職員への指導助言、研修等に関すること
- (5) 教育、文化の振興、生涯学習の推進に関すること
- (6) 教育上の諸問題に係る調査研究に関すること
- (7) その他甲乙双方が協議して必要と認める連携事項に関すること

（連携の方法）

第3条 甲及び乙は、連携に当たってそれぞれの教職員の派遣及び受入れについて協力するとともに、自らの有する施設等の利用についても、業務に支障のない範囲で双方便宜を供するものとする。

（経費）

第4条 甲及び乙の連携協力に伴う費用は、原則として各自が負担する。ただし、特別に教職員の派遣及び受入れを要請した場合は、要請した側がその経費を負担する。

（連携協力窓口）

第5条 甲及び乙は、この協定による連携の円滑な推進を図るため、それぞれ連絡調整に関する担当部署を定めるとともに、必要に応じて協議を実施するものとする。

（秘密の保持）

第6条 甲及び乙は、職務上知り得た情報を外部に漏らしてはならない。ただし、事前に相手方の同意を得た場合は、この限りではない。

（協定の期間）

第7条 この協定の期間は、協定締結の日から3年間とする。ただし、期間満了の1か月前まで

に甲乙双方の協議が整った場合は、さらに3年間更新することができるものとし、その後も同様とする。

（協定の解除）

第8条 この協定を継続できない事情が発生したときは、甲乙双方が協議の上、協定を解除することができる。

（協定の廃止）

第9条 平成28年5月25日付けで締結した学校で教育活動支援を行うボランティア学生の派遣及び学校で行うインターンシップに関する協定は、廃止する。

（協議）

第10条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、その都度、甲乙双方が協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため本書2通を作成し、甲及び乙が署名の上、それぞれ1通を所持する。

令和6年12月4日

甲 尾張旭市東大道町原田2600番地1

尾張旭市教育委員会

教育長

三浦 明

乙 長久手市茨ヶ廻間1522-3

愛知県立大学

学長

川内 博昭